

除染の状況を お知らせします

■住宅除染の状況

市は、本宮市除染実施計画に基づき住宅除染を行っています。和田・長屋・高木井戸上地区では住宅除染が完了して、区では現在高木井戸上地区以外、現在は高木井戸上地区以外、外の高木・仁井田・関下地区、岩・稲沢・松沢地区の6地区で除染作業が進んでいます。

■仮置き場の状況

和田・長屋地区では、住宅除染の汚染土の搬入まで完了しています。関下・高木地区では、搬入作業が進んでいます。その他の地区でも造成、設計、候補地選定作業を行っています。仮置き場は、住宅除染を効率的に進めるうえで必要不可欠なものですが、設置について、地域の皆さんのご理解とご協力を願います。

◆問い合わせ先 放射能除染・

モニタリングセンター
☎ 6312682

■各地区の仮置き場の進捗状況

【平成26年9月1日現在】

地区名	整備予定箇所数	現在の状況
高木	1	造成完了、搬入中
仁井田	3	造成中（3カ所）
関下	1	造成完了、搬入中
稲沢	1	造成中
松沢	1	設計中
岩根	5	造成中（1カ所）、設計中（4カ所）
本宮	1	設計中
白岩	1	設計中
青田	1	候補地協議中
糠沢	1	設計中
荒井	1	候補地選定中

■各地区の住宅除染の進捗状況

【平成26年9月1日現在】

地区名	進捗率	地区名	進捗率
和田	完了	長屋	完了
高木	90%	仁井田	79%
関下	96%	白岩	25%
稲沢	27%	松沢	35%

■搬入後の仮置き場の放射線量

【平成26年8月25日現在】

地区名	測定値（平均値） マイクロシーベルト/時
和田	0.10
長屋	0.09

福島県から

県民健康調査

『甲状腺検査』のお知らせ

です

福島県と県立医科大学では、県民健康調査の一環として、子どもたちの健康を長年にわたり見守るため、平成26年4月から2回目の甲状腺検査（本格検査）を実施しています。

【対象者】 平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方

※検査対象の方には、県立医科大学より「甲状腺検査のご案内」をお送りしています。

【検査日】 10月21日（火）と28日（火）の2日間

【検査時間】

午前10時から午後1時

午後2時から午後5時

【検査実施場所（学校以外）】

えぼか

※小学校、中学校および高等学校等に在籍している対象者については、在籍している学校等で受診していただくこととなり、検査時間は学校等によって異なります。

※検査実施場所（学校以外）については、本宮市以外でも実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ先

福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター

☎ 024-549-5130

（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時

9月は防災月間です

災害はいつ起こるかわかりません。災害が発生しても落ち着いた行動が取れるように、災害時の心がまえを日頃から持つことが大切です。

○家族の連絡方法、連絡先を確認しておきましょう

災害時は、家族が揃っている時に発生するとは限らず、家族が別々の場所にいる時に起こる可能性もあります。あらかじめの連絡方法を利用するか、どの親戚や知人などに連絡するか、家族で決めておきましょう。

○避難場所・経路を確認しておきましょう

避難所や広域避難場所への経路を、休日などを利用して、昼間と夜間、それぞれ実際に歩いてみて確認しておきましょう。また、ハザードマップや被害想定によって自分たちの住む地域のリスクも確認しておきましょう。

○わが家の安全(家具の再配置・固定など)を確認しておきましょう

万が一倒れてきたら危ない位置に設置してある家具はないか、避難路をふさいでしまうものがないかなど、災害が起きた時をイメージして、家の中に危ないものや注意することはないか、日頃から確認しておきましょう。

○非常持出品、家庭内での備蓄品を確認しておきましょう

非常持出品、備蓄品の置き場所や中身を確認しておきましょう。食品や飲料の場合は賞味期限を、ラジオなどの機器の場合は故障がないかなど、定期的なチェックも必要です。

積極的に参加を促す

総合防災訓練を実施します

【日時】 9月21日(日)

午前8時～正午

【メイン会場】

白沢運動場

【その他の会場】

白沢公民館

白岩小学校体育館

白沢公民館長屋分館

白沢公民館稲沢分館

白沢公民館松沢分館

【訓練詳細】

①非常招集訓練・訓練開始申告

②災害対策本部設置訓練

③通信・被害状況調査訓練

④避難所開設、避難、避難所運営訓練

⑤災害ボランティアセンター設置訓練

⑥応急救護訓練

⑦原発事故災害対応訓練

⑧浄水・給水訓練

⑨給食配給訓練

⑩水防訓練

⑪救助救出訓練

⑫救急救命訓練

⑬初期消火訓練

⑭中継送水訓練

⑮支援物資輸送訓練

※地震体験や白バイ・パトカー・自衛隊車両の乗車体験もできます。

○緊急速報メールについて
【本宮市は緊急速報メールの配信を行います】

市では、携帯電話の緊急災害情報のメール配信を行います。災害時などに、市が発表する緊急情報をいち早く配信することにより市民の皆さんの安全、安心を図ります。

利用範囲

NTTドコモ、KDDI(a

u)、ソフトバンクの携帯電話

話利用者

配信範囲

市内の各携帯電話会社通話エリア内

配信情報

避難準備情報、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報、阿武隈川避難水位到達情報など

次の場合は受信できません

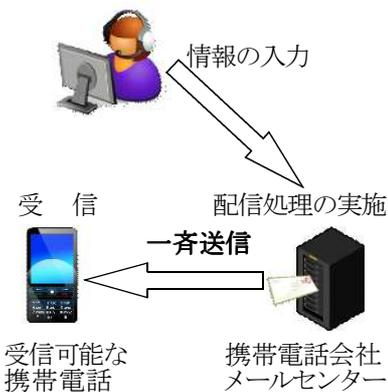
・通話中や圏外の場合

・受信の設定がされていない、または未対応機種使用の場合

※詳細については各携帯電話会社のホームページ、もしくは本宮市のホームページをご覧ください。

【配信イメージ】

本宮市<災害・避難情報>



○防災行政無線戸別受信機の使用
方法について

市では、「災害で停電した際に電池駆動に切り替わるので、通常時も電池を入れたまま使用」することを推奨しておりますが、電気残量のない電池を入れたままにすることによって電池が腐食し、戸別受信機が故障するという症状が多数報告されています。

災害に備え、定期的に電池を交換することが難しい場合は、電池を抜いた状態でご使用ください。なお、故障した戸別受信機の修理・交換については、担当課までご連絡をお願いいたします。

音が聞こえなくなったなどの症状に関しては、故障以外に、受信機の設置状況に問題がある場合があります。そのような場合は、設置状況の直しにより改善することがあります。また、気象条件によって近隣諸国の放送電波が到達し、防災行政無線が正常に受信できない場合もあります。そのような場合もご連絡をお願いいたします。

◆問い合わせ先

防災対策課 消防防災係

☎ 33-11111 (内線176)

白沢総合支所

市民福祉課 生活安全係

☎ 44-2114 (直通)

太陽光発電設備に係る 固定資産税の課税について

土地や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。(償却資産)の課税対象となります。償却資産の対象となります。左記の表をご覧いただき、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。

また、課税対象となった太陽光発電設備については、一定の要件を満たす場合に「再生可能エネルギー発

設置者および発電規模別課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	・家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税対象となります。	・売電するための事業用資産とはならないため、償却資産としては課税対象外となります。
個人 (事業用)	・個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電、余剰売電にかかわらず、償却資産として課税対象となります。	
法人	・事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電、余剰売電にかかわらず、償却資産として課税対象となります。	

電設備に係る課税標準の特例」が適用されます。

「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例」

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

① 対象となる設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます)のうち、償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅用太陽光発電設備(低圧かつ発電出力10キロワット未満)を除きます。

② 取得時期

平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された設備

③ 適用期間および内容

該当する設備に対して新たに固定資産税を課税することとなった年度から、3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。

④ 適用するに当たり必要となる添付書類

・経済産業省が発行する『再生可

エネルギー発電設備の認定書」の写し

⑤ 根拠法令

・地方税法附則第15条第34項、同法施行規則附則第6条第58項

※ 太陽光発電施設用地の課税について

太陽光発電施設用地とは、太陽光発電パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー等の太陽光発電設備が設置された土地のことをいいます。

これらの設置された土地については、太陽光発電施設用地の評価基準が適用され、設置される以前の固定資産税と比べて、税額が変更される場合があります。

本宮市における太陽光発電施設用地の評価は、山林、原野等に設置した場合は現況に応じて、設置する付近の宅地評価額の15～50%として算出します。

ただし、宅地・雑種地(宅地並)に太陽光発電設備を設置した場合は、これまでの課税と変わりに、評価の見直しは行いません。

◆ 問い合わせ先

税務課 資産税係

☎ 33-11111

(内線166・167)

水道水のモニタリング検査結果について

市の水道水については、週3回(月、火、金)検査を行っており、放射性物質は検出されていませんので安心してご利用ください。

◆ 問い合わせ先

上下水道課 ☎ 33-11111 (内線119)

井戸水のモニタリング検査結果について

飲用の井戸水の測定依頼があった場合は、専門機関へ依頼し、測定を実施していますが、現在まで放射性物質は検出されていません。

なお、検査にかかる費用は無料です。

◆ 問い合わせ先

放射能除染・モニタリングセンター
☎ 63-2682